

【契約引受団体および取扱団体変更の流れ】

①CO・OP共済《たすけあい》(シルバー70 コースを除く)

時 期	2009年2月28日迄	2009年3月1日～20日	2009年3月21日以降
契約引受団体	コープこうべ 日本生協連	コープ共済連 日本生協連	コープ共済連

②CO・OP共済《たすけあい》シルバー70 コース、CO・OP共済《あいぷらす》、CO・OP火災共済、CO・OP生命共済《新あいあい》

時 期	2009年3月20日迄	2009年3月21日以降
契約引受団体、取扱団体	日本生協連	コープ共済連

③CO・OP生命共済《あいあい》

時 期	2009年3月20日迄	2009年3月21日以降
契約引受団体	日本生協連 全国労働者共済生活協同組合連合会 共栄火災海上保険株式会社	コープ共済連 全国労働者共済生活協同組合連合会 共栄火災海上保険株式会社

* CO・OPの共済のご加入を検討中の皆様は上記のとおり、契約引受団体および取扱団体に変更となりますことをあらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

* 既にご加入いただいている契約者の皆様には、2008年12月下旬に同様のご案内をハガキにてご案内いたします。

【Q&A】

Q1. 元受共済事業、受託共済事業とは？

A1. 元受共済事業とは、共済契約者に対して共済契約上の保障(共済金を支払う)責任を負っている共済事業のことをいいます。これに対し、受託共済事業とは、ある契約引受団体(元受共済事業を行っている団体)が実施する事業の一部または全部を他の団体が受託して行うことをいいます。例えば、CO・OP共済《あいぷらす》は日本生協連が契約引受団体で、コープこうべが受託共済事業者という関係になっています。

Q2. 共済契約の包括移転とは？

A2. 共済の全契約を一括して移転する場合に認められる方法で、契約者の皆様にとっても、個別の手続きがいらない、共済契約を維持しつつ同等の条件で移転できる(契約者全体の利益に適う)等のメリットがあります。共済・保険の契約移転では一般的に行われている方法です。

Q3. 共同して保障を引受けているとは具体的にどういうことか？

A3. 契約者に対して異なる団体が共同して契約引受団体となり、契約を引受けるものです。それぞれの団体が共済掛金を受取り、共済金を支払う責任を持ちます。現在《たすけあい》(シルバー70 コースを除く)は、コープこうべが日本生協連とともに共済事業の契約引受団体となっています。

Q4. 変更後の契約引受団体、取扱団体が記載された共済証書は発行されるのか？

A4. 2009年4月～5月末にかけて全契約者の皆様のお手元に郵送いたします。

* ただし、CO・OP生命共済《新あいあい》の証書は再発行いたしません。